

西源院本『太平記』の基礎的研究

— 卷一・卷二十一の書き入れを中心に —

和田琢磨

一、はじめに

京都龍安寺には西源院本『太平記』と称される古写本が所蔵されている（現在は京都国立博物館に寄託）。西源院本は代表的な伝本¹として、『太平記』研究において重要な位置を占めてきた。それは、独特な本文を有する部分があるものの、卷二十二以外に欠巻がなく（卷二十二を欠くのが古態本の特徴）、「大永天文（一五二一）一五五五年」の頃²と推定される古写本で、その祖本は応永十九年（一四二二）一四二八年（一四二二）以前に書写されたと考えられているからである。西源院本は「南北朝・室町期の『太平記』を代表するテキスト³」として、高い評価を得続けているのだ。それ故、鷲尾順敬氏校訂『西源院本太平記』（刀江書院、一九三六年。以下、刀江書院本と称す）・高橋貞一氏校訂『新校太平記』（思文閣出版、一九七六年）・兵藤裕己氏校注『太平記（二）』（六）』（岩波書店、二〇一四）二〇一六年。以下、岩波文庫本と称す）において底本に採用されているのである。このように複数回にわたって刊行されてい

る古態本『太平記』は他になく、岩波文庫本の底本に採用されたことから、今後最も影響力を持つ伝本の一つになると考えられる。だが、実は、昭和四年（一九二九）の火災のために、全巻にわたって焼損がある他、卷三十八〜四十が消失しているのだ。そのため、焼損・焼失箇所は、大正八年（一九一九）に作成された、東京大学史料編纂所蔵の影写本（以下、〈影写本〉と称す）に依らざるを得ないのである。ただ、この〈影写本〉は「極めて忠實に西源院本の面影を傳へ」（刀江書院本解説）ているため、右の諸テキストはこの〈影写本〉を利用してしているのである。〈影写本〉の影印が、黒田彰・岡田美穂氏編『未刊軍記物語資料集1〜3 西源院本太平記1〜3』（クレス出版、二〇〇五年。以下、クレス出版影印本と称す）に収められたのも、「原本に忠実な影写本」（同書岡田氏解説）と認識されていたからに違いない。それならば確かに、焼損・焼失部分の本文は〈影写本〉を利用するのが最も良いということになる。だが、〈影写本〉が「原本に忠実」か否かが検証されたことはな

いようなのだ。

このたび、筆写は原本を見る機会を得て、これまで知られていなかったことに気が付いた。例えば、西源院本は三巻ずつ十二冊（巻三十八―四十を取めた十三冊目は焼失）にまとめられていて（この形態は〈影写本〉も同様）、第二冊（巻頭は巻四。以下括弧内に巻頭巻数を記す）・第三冊（巻七）・第四冊（巻十）・第五冊（巻十三）・第六冊（巻十六）・第七冊（巻十九）・第八冊（巻二十三）・第十冊（巻二十九）には、焼損のため判読できない部分がある巻もあるものの、〈影写本〉には写されていない蔵書印があったことが分かったのである。おそらく、これはすべての冊の巻頭巻の目録丁表右下に押されていたと考えられる。その印とは「北志山」（引用は第四冊・巻十）という方形朱陽刻印で、西源院の蔵書印である。

以下、本論では、原本調査から判明した、原本と〈影写本〉の関係について論じていきたい。中でも、書き入れが非常に多く認められる巻一と巻二十一を中心に取り上げていくことにする。なお、〈影写本〉には丁数が記されているので、引用箇所を示す丁数・行数は〈影写本〉に拠ることにする（巻一は第一冊目の、巻二十一は第七冊目の丁数である）。

二、〈影写本〉は臨模本だった

蒙竊^ニ探^テ古今^ノ之^レ變化^ヲ、察^ルニハ^ル安危^ノ之所^ヨ由^ヲ、覆^テ無^ク外^ノ天^ノ德^也、
明^ノ君^ヲ、其^ノ保^ニ國家^ヲ、載^テ無^ク棄^ル地^ノ道^也、良^ク臣^ノ則^テ守^ル社^ヲ稷^ヲ、若^ク其^ノ德^ノ缺^ル、則^チ雖^モ位^ニ不^レ持^ク、所^レ謂^フ夏^ノ桀^ノ走^リ、
南^ノ巢^ノ三^ノ股^ノ紂^ノ八^ノ敗^ル、牧^ノ野^ノ其^ノ道^ノ違^フ、則^チ雖^モ有^レ威^ト不^レ保^ル、曾^テ聽^ク、
趙^ノ高^ノ死^ニ咸^ニ陽^ニ、祿^ノ山^ハ亡^ニ鳳^ノ翔^ニ、是^ヲ以^テ前^ノ聖^ノ慎^ニ而^テ得^ク

垂^ル法^ヲ於^テ將^レ來^ニ、後^ニ昆^ノ顧^テ而^テ不^レ取^ル、誠^ニ於^テ既^レ往^ニ乎

西源院本の冒頭部分である。焼損部分は〈影写本〉の本文を引用し網掛けにしてある。また、／は改行を、読点は朱点が付されていることを、【】で囲った文字は朱文字であることを、印は補入記号が付されていることを、「ヒ」は見せ消ちとなっていることを、太字部分は胡粉で塗抹されていることを示している（以下同）。こうして、一部異体字を通行字体に直したところがあるものの、可能な限り原本通りに翻字しようとしたのが右の本文であるが、完全には復元できていない。

それは次のような点があるからである。すなわち、二行目の「地^ノ道^ノ」の左には「ヒ」と見せ消ちがあり、四行目の「不^レ保^ル」の「保」の左傍にも「ヒ」と記されているほか、同行の「趙^ノ高^ノ死^ニ」の「死」の左傍にも塗抹された「ヒ」を確認することができる。これらの傍記は本文とは別筆である。また、二行目の「則」のルビ、四行目の「祿^ノ山^ハ」の「ハ」、五行目の「慎^ニテ」の「得^クリ」「垂^ル」の「法^ヲ」、「イマシメヲ」「キ」のカタカナも墨色が異なる別筆である。さらには、五行目の「取」の右傍には朱を擦り消した跡がある。このように、西源院本には後人による書き入れが多くあり、複雑な様相を呈しているのである。

だが、この西源院本の姿は「原本に忠実な影写本」と考えられている〈影写本〉からは何うことはできない。「影写本」とは「刊本や写本をしき写しにして、底本通りに手書きした本」（長澤規矩也氏編著『図書学辞典』汲古書院、一九九五年第三刷）で、〈影写本〉の各冊奥書に「影写了」という文言が記されているから、〈影写

本)は西源院本原本と同じであるはずなのだ。しかし、刀江書院本やクレス出版影印本にも掲載されている、罹災前の大正九年(一九二〇)三月に撮影された東京大学史料編纂所蔵の巻一冒頭部分の写真と(影写本)とを比較すると、書写されていない部分や誤写が認められるのである。古い写真であるため、墨朱の別などを判断したい箇所もあるのだが、原本を参照した結果も踏まえ、右の引用部分を例に(影写本)の本文を検討してみよう。

この写真によると、二行目「安危之所由」の「所」の右には「来イ」とあり(影写本)なし、「天^ニ徳也」の朱書きの傍記は実は「道」であったことが分かる。また、原本と比較すると、(影写本)には二行目の「而」「徳」「之」、四行目の「刑」といった塗抹された文字や、二行目の「道」、四行目の「保」左傍に付された見せ消ち、四行目の「死」の左脇にある塗抹された見せ消ち記号が書かれていない。

さらにもう少し、写真で確認できる部分を見てみよう。
次に示すのは(影写本)三オの一―三行目の本文である。

………是^ヲ三代將軍ト号ス、而^ニ頼家卿者實朝公^ノ為^ニ打^レ、
實朝公、頼家之子悪禪師公暎^ト為^レ討^レテ源氏之世^ニ纒^ニ四^ノ
十二年^ニシテ尽ヌ、頼朝卿ノ舅ト、………

原本には、一行目「而」の左に見せ消ちの記号と塗抹された「然イ」という右傍記、「實朝」の上に補入記号と塗抹された「其弟」という右傍記、「打^レ」の右傍に塗抹された「討イ」、二行目の「公暎」の下に塗抹された「ノ」、三行目の「頼朝」の上に補入記号と塗抹された「其後」の文字があったことが分かる。先と同様

に(影写本)は塗抹された文字を写していないことが分かるが、ここで特に注目したいのは二行目の「之世」の右脇に付された朱の印である。この二つの丸印を単なる誤写訂正の見せ消ちと理解して良いのか少し迷うのだ。そこで、写真を見ると(この部分、原本は燃えてしまっている)、下の余白の所に「父子三代イニ」と記されていることが分かる。これが意味するところを知るには、同九―十行目にかけての次の部分が参考となるろう。すなわち、

………自^レ其^レ後^チ武蔵守泰時^ト修理^ノ亮^ト時氏^ト相模守時頼^ト、
右馬^ノ權^ノ頭^ト時宗相模守貞時相續^テ七代、………

の一行目「時氏」の左下には墨の補入記号があり、そこから下の余白を指して短い朱線が引かれている。そしてその先には横向きに「武蔵守経時」と記されているのである(ちなみに、原本では二行目の「續」の左傍に「継イ」という墨書が塗抹されている)。

このような書き入れのされ方を勘案すると、二つの朱の丸印は他本の本文に改めるための見せ消ちと考えて間違いない。実際に「源氏父子三代 纒 四十二年」(筑波大学本)となつている伝本も多いのだ。(影写本)書写者は、朱の見せ消ちだけを写すという、中途半端な書写を行っていたのである。

右からは、(影写本)は「影写」されていなかったということが分かる。(影写本)は臨模本だったのである。その結果として、原本とは違った姿の近代写本が生み出されていたのだ。

三、書き入れ本文は南都本系統

では、西源院本にはどのような書き入れがなされているのだら

うか。高橋貞一氏が推定^①されているように、流布本系の本文なのだろうか。まずは書き入れの本文系統を明らかにしていこう。なお、ここで言及する傍記もすべて本文と別筆と考えられる。

最初に巻一「謀叛露頭土岐多治見被討事」（原本焼損のため章段名は影写本による）の次の部分に注目したい。

是程ノ一大事ヲ、女姓ニ知ル程ノ心ニテ、ナジカハ仰天セザルベキ・、只トモカクモ身ヲ咎テ、助様御斗候ヘシトソノ申ケル、夜未明サルニ、齊藤、急キ六波羅殿ヘ参テ、事之子細ヲ委ノ告申ケレハ、則・京中洛外之武士共、六波羅殿ヘ召集テ、先ツ着到ノ被付ケル

地下人等、本所ノ代官ニ背キ

(10オ8〜12)

五行目の【○】(朱丸印)の上「ケル」の右に、「向事」という墨書が塗抹されている。ルビでないことは一見して明らかで、実は章段名の一部なのである。そこで、西源院本を含む重要伝本三十六本を調査すると(南都本・竹中本・吉田文庫本・京大本は巻一を欠く)、ここで章分けしているのは三十二伝本中、南都本系統の四本(叡田本・内閣文庫本・筑波大学本・相承院本)・神宮徴古館本・松井本・島津家本・前田家本・正木本の九伝本であり、他の二十三伝本はここで章を立てていない。

この九伝本中、松井本(「土岐多治見討死之事」)・前田家本(「土岐田染生害之事」)は点線部が異なるから依拠伝本の可能性から除外できる。さらには「多治見」を「多染」とする島津家本も、詳述する紙幅はないが、依拠伝本の候補から外せる。よって、「土岐多治見発向事」(筑波大学本)となっている南都本系統(巻一は

「土岐田、治見発向事」とする正木本も異同はあるが基本的に南都本系統である)か神宮徴古館本の可能性に絞られるわけであるが、後掲の諸例も踏まえると、塗抹は南都本系の章段名の末尾と考えられる。その他の塗抹部分を見ても、二行目の「仰天セザルベキ」の下の塗抹された補入記号の右傍には「此事ハ同名頼員多治見ノ四郎二郎カ勤ニヨツテ同意仕テ候」と、南都本系にもある本文が記されている。さらには、四行目の「則・京中」の又印部分にも南都本・流布本等には異文があるので、この印はその存在を示すと推定される。

同様に、巻一「俊基資朝被召取関東下向事」には、

……是孔子之善言、魯論之記スル処ナレハ、ナジカハノ少可シキ

違、夢ノ中ノ樂ヲ忽ニ忘レ、眼ノ前ニ悲ニ云ニ来レド、是ヲ見聞ケルノ人

ゴトニ、盛者必衰之理ヲ知ラテモ袖ヲシシアヘス【○】同廿七

日東使兩人ノ資朝俊基ヲ具足シ奉テ、鎌倉ニ下着ス(13オ1〜4)

と、三行目の朱丸印の所に「資朝俊基関東下向事」(筑波大学本)の傍線部が墨で記されており、塗抹されている。ここで章立てをする伝本は三十二伝本中十四本もあるものの、「東下向事」を章段名に持つのは、やはり南都本系四本と正木本だけである。

さらに巻一「主上御告文関東被下事」にも同じことを指摘できる。すなわち、

……近日東夷之行事粗忽之儀多候ヘハ、御ノ油断ハ有マシキ

ニテ候【○】先告文ヲ一紙下サレ候テ、相模入道ヲ忿シツメ候ハ

ヤト被申ケレハ

(13ウ5〜7)

と、南都本系統特有の章段分けの部分に朱の印があり、「勅使関

東下向事同御告文事」(筑波大学本)の傍線部相当箇所が傍記され、塗抹されているのである。なお、こゝも正木本は「勅使関東下向事付御告文事」と「同」が「付」になっている程度で南都本系と同じである。

このように巻一には三箇所以南都本系統の章段名が傍記されている。それだけでなく、右に示した文中に認められる墨朱の書き入れも南都本系本文と一致するのである。

この傾向は巻二十一にも認められる。巻二十一には「吉野新帝受禅事^同御即位事」内に二箇所だけであるが、やはり南都本系統の章段分けが示されているのである。

【〇】^{南帝受禅御事}同十二月三日、太神宮由奉^{ヨシノ}幣使ヲ被^レ下テ、第七宮、天子之位^三即セ給フ、夫レ繼躰之君、登極之御時、^三サマ^三く、大礼可^レ有、先新帝受禅ノ日、三種之神器^ヲ傳^レラレテ、御即位之儀式アリ (42ウ57)

二行目の「七」の右には別筆で「八」と墨書されている。南都本系諸本は、朱丸印から「南帝受禅御事」(南都本)と章立てしている。巻二十一を欠く神田本・龍谷大学本・武田本を除く三十三本の中で、章立てをしていないのは西源院本・織田本・前田家本・釜田本の四本だけで、残りの二十九本はすべてここで章を改めている。そのうち、南都本と同じ章段名を有するのは南都本系の四本・吉田文庫本・宝徳本・豪精本・京大本・中京大本の九本である。したがって、章段名だけで考えれば南都本系以外の伝本による書き入れの可能性も考えられるが、本文訂正を示す書き入れが南都本系本文とのみ一致することから、やはり南都本系統の伝本

を参照したと考えられるのだ。⁽¹³⁾

以上から、書き入れは南都本系の伝本を利用したと考えられる⁽¹⁴⁾。それでは、本文はどのように書き入れられているのだろうか。原本の様相を少し詳しく見ていくことにしよう。

四、書き入れの実態 —— 巻一を中心に

西源院本原本の様相を巻一を例に確認しよう。南部本は巻一を欠いているので、書き入れ本文は南都本系の伝本の本文を引用し、必要に応じて他本を使用することにする。また、西源院本原本の姿を推定する際に、西源院本の転写本と言われている織田本の本文を比較対象として利用する(以下、いちいち断ることはしないが、基本的に西源院本原本と織田本の本文は同じである)。

・補入、見せ消ち、重ね書き

原本には「一部^部大綱此^{大綱}一句ニアリ、着^{ツケテ}心^心看^見之^之ヲ」(4ウ9)という一文が朱で見せ消ちにされている部分がある。こゝは、西源院本と織田本だけにある、両本共通の祖本の存在を伝える一例で、本来注記であったはずの詞章が本文文化してしまっている。原本にはこのように簡単に本文改変がなされている例も数多く見受けられる。ここでは、そういった改変方法の例示は省略し、やや複雑な手法で改変されている部分を見ていくことにしよう。

「人生^{ウツレ}勿^レ作^レ婦人^ヲ身^身三百年ノ苦楽^{苦楽}ハ因^{ヨリ}リト他人^{他人}ニ、白樂天之書タリシモ理ナリト覚タリ」(5オ10・11)に注目したい。実は「因^{ヨリ}リト」と「他人」の間には、朱で「ルト」と記されている。「因^{ヨリ}リト」は南都本系の本文と同じである。また「白樂天之」の「之」の右に

記された「カ」はルビとは考えられず、これも南都本系の「白楽天カ」(筑波大学本)との異同を書き入れたものと判ぜられるのだ。次に「サテモ定^メ無^ク人間ノ習^{ハレ}相逢中^ニ契^テナレハ、今^モ若^シ我身^ハ墓^ニ無^ク成ヌト聞賜事有^ハ、無^クラン跡^ヲ貞女^ノ心^ヲ失ハテ」(9ウ5〜6)の部分を確認する。原本を見ると、「相」の右に「ナレハ」と墨書し、「相逢」から「ナレハ」までを朱で見せ消ちにし、「契ナレ」の右に朱で「ナシ」と記している。南都本系本文が「サテモ定ナキハ人間ノ習ナレハ」(筑波大学本)となっているから、書き入れの意図は明らかである。

また、「爰^ニ美濃国ノ住人ニ土岐ノ伯耆十郎頼時多治見ノ四郎次郎・ト云者アリ共ニ清和源氏之後胤トシテ武勇之聞エ有シカバ資朝[・]様々之縁^ヲ尋^テ昵^ク近^クカレケリ【△】」(7ウ3〜5)にも改変の跡を確認することができる。「有シカバ」の右傍には「ケリ」という墨書が塗抹され、南都本系本文と同じ文に改められている。「土岐伯耆十郎頼時」も見逃すことができない。流布本は名字を「多治見」、名を「頼貞」としているし、今川家本・前田家本・天理甲本・神宮文庫本・神田本の傍記等は名字を「田染」として、書き入れと一致するのは南都本系本文なのである。別筆で補入されている「国長」も南都本系の語句が塗抹されずに残ったものと考えて良いだろう。なお、同丁十行目にも「土岐伯耆十郎頼時同左近藏人頼貞多治見ノ四郎[・]等也」とある。「頼時」の右傍の塗抹部分は判読できないものの、南都本系諸本では「頼貞」(筑波大学本)となっているから、「貞」と記されている可能性が高い。また、織田本では「頼貞」となっている部分が「頼貞」となっ

ているが、ルビの部分をよく見ると、薄墨で書かれた「サダ」の上から「カズ」と重ね書きされていることが分かる。

さらには、「傍^ニ臥^タル遊君、物ナレタル女ナリケレハ、枕ナ^ル鑑ヲ取^テ打^キセ、上^ニ帯^ヲツヨクシメサセテ、猶寝入タル者共ヲ忍^ヤカニ引起ケルニ小笠原孫六傾城ニ驚カサレテ、太刀斗ヲ取テ中門^ニ走り出^テ、目ヲスリアケテ、四方ヲ跣^テ見タレハ、車輪之旗^ニ二流、築地之上ヨリ見^レ外^リ」(11オ10オ〜13)も、改変後の本文は南都本系とほぼ一致する。

漢詩の表記も南都本系に改められている。「本^ト為^リ聖明^ニ除^ク弊事^ヲ、豈^ニ於^テ衰朽^ヲ惜^マ残年^ヲ——将^テ」(9オ8)という昌黎の詩の第三・四句目を見てみたい。「本」の右上には、墨字の「ミ」の上に朱で「モ」と重ね書きされている。そして、その右傍には「欲^ス」と記され、左傍には見せ消ち記号があり、双方ともに塗抹されている。さらには、「除^ク」の「リ」の上から朱で「ント」と書かれている他、「於」の上に朱で見せ消ちの印があり、右脇に下へ向かう短い朱線が引かれ、句の下に「——将^テ」と墨書されている。これらは他諸本にも認められる語句だが、ここも南都本系の本文に訂しようとした痕跡と考えてよからう。

同様の方法でルビも改められている。三例だけ掲げておこう。
・「天桃[」](5オ4) ↓ルビに墨朱が混ざっている上に、「ヨウ」の「ヨ」に朱で「エ」と重ね書きされている。ちなみに南都本系諸本は「ヨウ」である。

・「御形毛[」] 嬪[」]西施[」]毛面[」]ヲ恥^テ」(5オ5) ↓朱書きの「ホウシヤウ」の「ホ」に墨で濁点を加えられている。南都本系の築田

本は「ぼうしやう」(内閣文庫本も同)、相承院本は「モウシヤウ」(筑波大学本も同)とする。

・「薰籠ニ香消テ蕭々タル暗キノ窓ヲ打声へ」(5オ9) ↓「暗キノ雨」のルビ「クラ」の上に「ヨルノ」と朱で重ね書きされている。南都本系の築田本・内閣文庫本・相承院本は朱のルビの読みを、筑波大学本は「暗ノ雨」とする。

右からは、南都本系諸本間でも微妙な本文異同があることが理解されるとともに、それ故に「天桃」に重ね書きされた「エ」を南都本系統以外の本に拠ったとは簡単には片付けられないことも理解されよう。さらに筆者が強調しておきたいことは、墨と朱が加えられた時期の先後関係がはつきりとしていないということである。多くは朱が後から加えられたと考えられるのであるが、「毛嬙」の濁点のように墨が後から加えられた例もあるのである。墨朱による書き入れは複数回にわたってなされていたようなのだ。

・ 擦り消ち

本文を擦り消して改変した例も見られる。「自是君王朝政ヲシタマワス、遂ニ皇后之宣旨ヲ被レ下シカハ、人皆皇后元妃之思ヲナセリ、忽ニアル光彩之始ヲ門戸ニナレル事ヲ」(5ウ3〜5)を例に見てみよう。「朝政ヲ」の下には「毛」を擦り消ちにした跡がある。織田本は「朝政ヲ」となっているから、こゝも南都本系などの本文に改めようとしたものと考えられる。また、「遂ニ」の右傍に墨字「忽」を擦り消した跡、「忽ニアル」の右傍に判読不明の塗抹がある。前者は南都本系の「忽」を記したのだろうし、後者も南都本系の「驚キ見」(筑波大学本)が塗抹されていると推定さ

れる。

同様に、「詩、杜子美李太白肩ヲ較べ」(8オ9〜10)も、「較べ」の下の「シ」を擦り消して南都本系と同じ本文にしている。また、「軍勢雲霞、如六波羅へ馳集ル」(10ウ3)でも「如」の下の「二」が擦り消ちにされ、南都本系と同じ形になっている。

さらに、「韓湘答事ナクシテ、前置ケル瑠璃之盃ヲ打伏テ、躑躅又引アヲノケタルヲ見レハ、忽前トシテ碧玉之、花ノ嬋娟タル一枝アリ昌黎驚是ヲ見ルニ」(8ウ5〜7)にも擦り消ちを含む細かな改変跡が認められる。すなわち、「置ケル」の「ケ」は「タ」に重ね書きされていて、「忽前」の「前」は墨で見せ消ちされ「然」と記されている。また、「花」の上には「牡丹」が補入されているのが塗抹され、「一枝」は「二枝」の「二」の一部を擦り消して変えられている。これらの墨朱による改変前の姿も織田本に一致し、改変後の姿は南都本系に一致する。なお、「打伏」のルビは朱で「ウツフケ」と重ね書きされている。(影写本)は「ウツフセテ」と朱書き本文との混態本文にしている、次節で詳述する(影写本)の問題点を示す一例となっている。

・ イ本注記

書き入れには「イ」「イニ」と加えられた注記もある。いくつか確認しておこう。

・「阿野中将公廉」(5オ11) ↓南都本系・玄玖本・流布本等は「安」、神宮徴古館本等は「阿」というように、諸本間で文字に違いがあるが、イ本注記は南都本系に拠っているように。
・「第三宮」(6オ5) ↓現存南都本系諸本四本は「三」とする。

ただし、内閣文庫本には「三」の右に「二」と朱の傍記があり、「参考太平洋記」によると現存しない南都本にも「二」と記されていたという。やはり、南都本系との異同を記している可能性があらう。

・「詞梨帝^イ母^母」(6ウ9) ↓イ本注記は南都本系の文字であろう。ちなみに、流布本は「帝」である。

・「時^ト囉^囉作^作ル」(11オ4) ↓「囉」の右には「トツ」というルビもある。イ本注記は南都本系の文字であらう。やはり流布本とは異なる。

・「六波羅^六馳^馳販^販ル」(11オ7) ↓墨のイ本注記は南都本系と一致する。

・「二千 余騎」(11オ8) ↓イ本注記は南都本系と一致する。このように墨のイ本注記でも塗抹されていない所もあるのである。なお、空角部分は「ノ」を擦り消ちにしている。

・「矢前白^ハ射^射通^通テ馬^馬ヨリ倒^倒射^射落^落ス」(11ウ6〜7) ↓「倒^倒」の左傍に墨で「直逆イ」と書かれ塗抹されている。築田本は「まづさかさまに」(相承院本も同)、内閣文庫本は「直逆ニ」(筑波大学本も同)となっている。やはり、南都本系の語句であらう。

このように、多くは南都本系の本文に依っていると考えられるのであるが、

・「アヤシヤ」(9ウ8) ↓「一奇」という表記をした伝本未詳。

・「車輪之旗^一二流」(11オ13) ↓「一イ」(この注記部分は原本でも確認できる)は、玄玖本・梵舜本・流布本・天正本他に一致

する。南都本系や神宮徴古館本は西源院本と同じく「二千」のように、南都本系の語句と異なる場合もある。ただし、先掲「第三ノ宮」の如く、西源院本が用いた南都本系伝本にそのような語句が含まれていた可能性もある。

さらに原本復元を難しくしているのが、墨と朱の書き手の意識の違いである。例えば、「其交會^交遊^遊飲^飲之^之躰^躰見^見聞^聞・耳^耳目^目ヲ^ヲ驚^驚セリ」(7ウ10〜11)には、「飲」の右に「イン」とルビがあり、「耳目ヲ驚セリ」に朱の点線が引かれ見せ消ちにされている。二箇所塗抹部分は流布本等になく南都本系諸本にはあるもので、これも南都本系に基づくと考えられる。さて、問題は「傍若無人トモ云ツヘシ」と墨で書かれた後に「イニ」と朱で書き加えられていることである。墨・朱の書き入れの基となった本は共に南都本系統であるにもかかわらず、朱はイ本と認識しているのだ。

同様の例は、「遠別^一合^合」(9オ6)にも指摘できる。「合」の左に「今アリイ」(「今アリ」は塗抹されている)とあるので、「イニ」と「イ」にどのような使い分けがあるのかは不明であるが、書き手の違いを想定すべきなのかもしれない。

墨と朱の書き入れ者の意識の違いは、「是ハ文学ヲモ嗜マス、諸篇^一モ携^携ラス」(8オ11)にも認められる。「諸」の右には「詩イ」と本文とは別の手で墨書され、左には朱の見せ消ち記号がある。墨の書き入れ者が異本のものとして認識していたものを、朱の書き手は本文に採用し混態本文を創り出しているわけである。

・原本の本文か他本の書き入れか
本来なら塗抹されているはずの書き入れがそのままの状態

残っている場合がある。そのために、原本から存在するものなのか他本の本文を示した後人の書き入れなのか判断としない箇所があり、これも西源院本本来の姿を分かりにくくしている。そのような例をいくつか見ておこう。

「胡録ヲハ槽ノ下ヘカラリト投落シ、此箭一ヲハ冥途之旅ノ用心ニ可レ持ト云テ、日本一ノ剛ノ者ノ」(11ウ9～10)から確認しよう。織田本は「槽ノ下」となっているが、南都本系は「槽ヨリ下」(筑波大学本)となっているから、西源院本は南都本系の語句を傍記していると考えられる。塗抹された「腰ニサシ」も南都本系にも認められることから、「ヨリ」は塗抹し忘れられたのだろう。

また、「前懸ノ寄手五百余人、散々ニ切立・ラレテ、又門前ノ颯ト引、サレトモ寄手大勢ナレハ前陣引ハ二陣ノ悪手、又呼キ懸入ル」(12オ9～11)の、朱で見せ消ちにされた「前」の右傍には別筆で「ヨリ外へ」と墨書されている。この部分は南都本系諸本間でも異同があり、筑波大学本は「門前へ」(相承院本・築田本も同)、内閣文庫本は「門ヨリ外へ」となっていて西源院本の傍記や流布本と一致する。同じ手で「ゴ」「アラ」「ラメイテ」という一見ルビかと思われるカナが記されているが、「二」の右に付された「ゴ」はルビとは考えられず、「後陣ノ荒手」(豪精本)の如き語句を傍記したと考えられるのである。なお、織田本や南都本系諸本は「二陣」である。おそらく、ルビと見間違えられて、他本との校異を記した語句が塗抹されなかったためであろう。「身ヲ隠サントズルニ所ロナシ」(12ウ10)も同様の例と考えられる。「シ」の右の「ク」は南都本系の本文の語句が塗抹されずに残ったものと

考えられるのだ。なお、「ズ」の濁点は朱筆である。

「利行俄ニ暮鼻血タリケレハ、讀終ラシテ退出シタリケルカ」(14オ4～5)も好例である。「讀終ラシテ」の「終」が朱で見せ消ちにされているが、織田本が「讀終ラスシテ」となっている一方で南都本系他が「読ハテスシテ」(内閣文庫本)となっていることから、「ハテ」はルビでなく他本の語句で、塗抹されなかったと考えられるのだ。

以上のように、西源院本の本文は非常に複雑な様相を呈しているのである。それに加え、「影写本」の書写態度にも問題がある。次にこの点を確認することにしてしよう。

五、近代に創出された本文——巻二十一を中心に

今回、巻二十一にも詳細な書き入れがあることが判明した。⁽¹⁶⁾ 章段分けの特徴と同じく、書き入れ本文も基本的に南都本系の特徴と一致し、書き入れのされ方は巻一と変わらないようだ。だが、「影写本」の書写態度は両巻で大きく異なる。それは巻一では僅かにしか認められなかった書き入れ本文の混入という現象が、巻二十一には散見されることである。以下、混態の様相を確認していくことにしよう。

最初に、有名な後醍醐の死の場面を見てみよう。

主上世⁽¹⁷⁾苦シケナ／ル、御息ヲツカセ給テ、妻子、珍宝、及王位⁽¹⁸⁾、臨命、終時、不隨者、是者如來／之金言ニシテ、平生朕⁽¹⁹⁾心ニ感セシ事ナレハ、秦穆公カ、三老ヲ埋ミ、妄執共⁽²⁰⁾／成ヘキハ、朝敵ヲ亡シテ、四海ヲ太平ナラシメント思

フ事而已、朕^カ早逝^ノ之後^ハ、第七之宮、天子之位ニ即奉^{リテ}、
忠臣賢世事ヲハカリ、義貞義助カ忠助^ノヲ賞シテ、子孫不義之
行無者、股肱之臣トシテ、可^レ令^ニ天下^ヲ於鎮撫^ニ、是^ヲ思^ヒ故^ト、
玉骨者縱雖南山之苔^ニ理^マ、魂魄者・非^レ繼^レ牀^ノ之君^ニ、臣モ非
忠^ノ列^レ之臣^ト、委細^ノ綸言^ヲ殘サレテ、左^ノ之御手^ニハ法華經
之五ノ卷ヲ持^セ給^ヒ、右^ノ御手^ニハ御劔^ヲ按^{シテ}、八月十
六日之丑^魁、遂^ニ崩御成^ニケリ、
御年五十二シテ
（40ウ9〜41オ4）
延元年

一行目の「主上世^ニ苦シケナル」の部分、〈影写本〉は「主上苦
シケナル」と、朱の見せ消ちを反映させている。同様に五行目の
「第七之宮」を「第八之宮」としている。「七」の右には「八」と
別筆で墨書されていて、それが本文化されているのである。これ
まで西源院本文は「第八之宮」と考えられてきたが、それは他
本の注記を〈影写本〉書写者が混入させてしまった結果なので
あった。

他の部分を確認しておこう。以下の書き入れも別筆で、やはり
織田本は改変前の本文と一致する。三行目の「感^{セシ}」の「感」
の右に「有」と墨書塗抹。「三老ヲ埋^ミ」の「老」の右に「良」
と墨書塗抹。「埋^ミ」の左下に墨の補入記号と塗抹された朱の×印
があり、40ウ13の左スペースに朱でその印を書き、「始皇帝ノ宝
玉ヲ随ヘシ事一ツモ朕カ心ニ取ラス只生々世々ノ…この二文字判
読不能。南都本による」と墨書し塗抹している。四行目の
「事而已」の右に「計也」と墨書塗抹。「早逝」の右に「一世」と
墨書塗抹。七行目の「魂魄者・」の補入記号から左に墨線が引か
れ、何か文章を塗抹した上に「常ニ北闕ノ天ヲ臨^ミ思^フ若命^ヲ背キ

義^ヲ輕^シセハ君モ」と墨書する。九行目の「按^{シテ}」の右に判読不
明の墨書を塗抹し、その上に「一^{シテ}」と墨書。左に「執^給ヒテ」
と墨書し塗抹する。「八月十六日之丑^魁」の「丑」の右に「寅」
と朱書きし塗抹。補入記号の右に「御年五十二^ニシテ」と墨書。
これらの書き入れは神宮徴古館本等にも近似したものがあがるが、
四行目の「一世」や十行目の「寅」等から南都本系のものだと判ぜ
られる。

同章段の冒頭部も確認すると、「康永三年八月九日ヨリ、吉野
之先帝御來縁之御事有ケルカ」（40オ12）となっている。「康永」
の右には本文と同じ大きさながら別筆で「南朝年号延元」と墨
書されている。また、「先帝」の右には「主上」が、「來縁」の右
には「不豫」が墨書され塗抹されている。改変された本文と南都
本が一致することからも、「南朝年号延元」も南都本の本文と考
えて良いだろう。章が変わる部分で右にスペースが十分にあつた
ために、他の傍記よりも文字が大きくなってしまい、それ故に南
都本の本文の傍記と判断されず塗抹されなかったのだろう。

その他も見てみよう。「抑^此・寺ト申ハ、専^ラ四海ノ太平ヲ祈
テ、殊^ニ為^ニ致^ス百王之安全^ヲ」白川院之御建立有シ靈場也」（40オ
2〜3）の部分、〈影写本〉は塗抹部分を写していない一方で、塗
抹されていない本文と別筆の「後」の補入を本文化してしまつて
いる。織田本も「白川院」（これが正しい）であるから、書き入れ
を混入させたことで誤つた本文にしてしまったと考えられるので
ある。

このように、別筆の墨で記された南都本系本文の傍記を取り入

れてしまっている例は他にもある。例えば、「鶯ノヲ持タリ」(38ウ13)を「鶯ノ籠ヲ持セタリ」としている例である。また、墨のイ本注記を取り入れ混雑化させてしまっている例として、「四月十三日三社之神輿ヲ坂本へ御皈シ入奉ル」(38ウ10)がある。(朱の見せ消ち部分の右には「座成」と墨書され塗抹されている。この部分、〈影写本〉は「四月十二日」と改変してしまっているのである。また、原本では「文和三年ノ六月、持明院ノ新帝、山名伊豆守ニヲソワレテ」(39オ5〜6)となっている部分の〈影写本〉本文も注意が必要である。「十三日」という傍記は別筆かと思われ、織田本にはない。ここも塗抹されずに残った本文である可能性が高いのだが、〈影写本〉はそれを本文に採用してしまっているのだ。

さらにまた、次の場面にも新たな本文を生み出している例を指摘することができる。

義助朝ノ臣ハ、義貞打レシ・後勢ヒ微々也ト云、共、所々之
城郷ニ軍勢ヲ籠居テ、サノマテハ・セハメラレサリケレハ、
何マテカクテハ可有ソ、城々ノ勢ヲ一々ニ合セテ、黒ノ丸ノ
城ニ桶籠タル、尾張守高経ヲ責、敵ニ懸ラレ・ハヤト評定有
ケル処ニ、
(43ウ2〜5)

二行目の「打レシ」の「シ」の右に「テ」と墨書、「籠居テ」の「居」の右に「置キ」と墨書塗抹が認められる。織田本は書き入れされていない形の本文で、墨の傍記・朱の見せ消ち・塗抹された墨書はすべて南都本の本文と一致する。この部分の〈影写本〉は朱の見せ消ちだけを本文に反映させて、塗抹部分は反映させていない。その結果、西源院本系と南都本系が混ざった、かつて存

在したことがない本文が創出されてしまっているのだ。こういった例は、原本の「合戦ヲ致シ・所々ニ集リ」(43ウ13)を「所々ニ集リ」としている部分にも指摘できる。原本の補入記号の右には「二」という墨書を塗抹していることが確認でき、本来は南都本の「一所ニ集リ」という本文にしようとしていたことが分かる。だが、〈影写本〉はやはり朱の見せ消ちのみ本文に反映させたために、新たな本文を創出してしまっているのである。

同様に、朱の見せ消ちを反映させようと考えていたことを示す興味深い部分もある。ここは先に〈影写本〉の本文を引用しよう。

北国之宮方類ニ起テ、尾張守高経黒丸城ヲ落サレヌト聞ハ
ケレハ、京都以外ノ勢ヲ添ラレケル
之大将ヲ定テ・国々ノ勢ヲ添ラレケル
(45オ7〜9)

ここには原本にはない、〈影写本〉書写者が加えた補入が二箇所ある。なぜこのような補入が記されることになったのか。その理由を探るために原本を確認すると、前者は「京都以外ニ懸テ、急キ助之兵ヲ被下ヘキ」となっていて、「懸テ」の右に「周章シテ」と墨書塗抹、「下ヘキ」の「キ」の右に「シト」と墨書塗抹が認められる。また、後者の方は「便宜之・国々ノ勢」となっている。ここも南都本系本文にするための書き入れと考えて良い。思うに、〈影写本〉書写者は朱書きを本文に反映させる方針でいたために、当初見せ消ち部分を除いたのではなかったか。だが、〈影写本〉書写者は意味が通らなくなることになり、見せ消ち部分を補入したのだろう。引用は省略するが、「蠻夷階上事」の中(36ウ13)にも同様の例を指摘することができる。

このように朱書きを採用すると本文が乱れる場合があることに気付いていたはずなのに、この三行後では再び朱の書き入れを本文に反映させてしまっている。原本では「大野群ヨリ向ハル」(45オ12)と一部が朱で見せ消ちにされ、「ヨリ」の右には「へ」と、「ハ」の右には「ケラ」と墨書されている部分である。「へ」「ケラ」と記すことでやはり南都本系の本文にしているのだが、〈影写本〉はその南都本系の本文に改変されたものを写しているのである。ここは、傍記も塗抹されていないから、原本書写者の手によるものと考えたのであろうが、〈影写本〉書写者の判断が混態本文を創り出してしまっているのだ。〈影写本〉の本文には、このように書写者の判断によつて混態化されてしまっている場面がしばしば見られ、それらはこれまでに刊行されてきた西源院本テキストすべてに継承されてきてしまっているのである。

もう一例だけ同様の例を見ておこう。再び原本から引用する。

梅カ香ヲ櫻ノ色ノ移シテハ、柳之枝ニサカセタランコソ、
ケニモ此御形ニハタトヘメトテ、遂ニ花之喩ノ数ニ入セ
給ハヌ上ハ、中々言ニモ及ハサル事ニテ候、 (47オ11・13)

二行目の「柳之枝」の「枝」の右には「カ」と墨書、三行目の「給ハヌ」の「ヌ」の右には「サリシ」と墨書されている。これも本文と別筆である。改変された本文は南都本系と同じで、〈影写本〉はこの南都本系の本文を採用しているのである。

この他にも、原本の「威ヲ閉テ」(閉)の右傍に「盡」を墨書塗抹(36ウ10)を「威ニ閉テ」としている例、「忿テ、自三百余騎ノ勢ヲ」(37ウ11)を「忿テ、三百余騎」としている例、「響テ

カシテ」(39ウ6)を「響テ」としている例、「飛去ト見ヘケルカ」(ケ)の右に「テ」と墨書(39ウ12)を「飛去ト見ヘテ」としている例、「近付奉ラセテ」(40ウ2)を「近付奉テ」としている例、「心懸ラレ候ヘカシ」(心)の右傍に「念」を墨書塗抹(40ウ9)を「心懸ラレ候ヘシ」としている例、「保テヲハセスヤ」(ヲハ)の右傍に「候ハ」を墨書塗抹(41ウ13)を「保スヤ」としている例、「落シテコロ」(45オ6)を「落シテ」としている例、「ホノノ」(ノ)の右に「カニ」と墨書(47ウ7)を「ホノカニ」としている例、「角コソ覚テ」(コソ)の右に「ヤト」と墨書(47ウ13)を「角ヤト覚テ」としている例、「心地ハシナカラ」(48オ3)を「心地シナカラ」としている例、「使ヲ遣ハサレテ」(使)の右に「文」と墨書(49オ10)を「文ヲ遣ハサレテ」としている例など、南都本系の書き入れ本文を採用してしまっている例が散見されるのである。だが、不思議なことに巻一にこのような例は殆ど見られない。巻一と巻二十一の〈影写本〉書写者の書写態度は異なっていると考えられるのだ。

以上、巻二十一の〈影写本〉本文には、西源院本本文と南都本系本文の混態本文となつてしまっている例が散見されることを確認してきた。また、〈影写本〉の書写態度が巻によつて異なる可能性が浮かび上がってきた。ここまで詳細な書き入れがなされているのは、巻一と巻二十一だけであるが(なぜこの二巻だけに詳細な書き入れがあるのかは未詳)、〈影写本〉には問題があることが理解されたのではないか。では今後、西源院本(系統)の本文研究はどうすれば良いのだろうか。

六、織田本の重要性

ここで想起されるのが、織田本の存在である。先述した通り、織田本は西源院本の転写本と指摘されてきたほど、西源院本と関係が深い。ただし、西源院本と織田本が極めて近い関係にあることは確かであるが、転写本ではないようだ。本論で扱ってきた西源院本の書き入れがまったくない上に、擦り消し改変以前の本文となっていることから、現存西源院本の転写本であるはずがない。また、巻二十一の次の部分からは、書き入れがなされる前の西源院本を写したとも考えられないのである。

康永元年三月廿二日從岡崎之在家、俄失火出来シテ、

四隣之在家一両宇・焼失シケルカ (39オ12イ13)

〈影写本〉は「二」の左に記された墨の見せ消ちを写していないが、原本は、南都本系の「廿日」(南都本)にしようとしている。また、補入記号右の塗抹部分は判読できないものの、南都本系の「焼静り」(南都本)の如き文言が記されていると推定される。なお、朱の見せ消ち記号の部分は焼失しているため〈影写本〉に基づいている。この部分の織田本を見てみよう。

康永元年二月十二日、岡崎之在家ヨリ俄炎出来テ、四隣之在家一両宇焼失シケルカ、

二箇所傍線部に顕著であるように、西源院本と異なっている。西源院本のこの部分は誤読のしようがないほど明確に書かれているから、織田本の誤写の可能性は極めて低い。この他にも、

両本を比較すると細かな異同が認められることから、転写本とは考えにくいのである。

しかし、そうだとしても、織田本が西源院本本文を知る上で重要であることに変わりない。本文が変えられている可能性がある以上、原本が焼損・焼失した部分であっても〈影写本〉を安易に使用することはできない。そうであるならば、残された唯一の西源院本系統の織田本を底本にし、西源院本で校訂した本文を作成する必要があるのではなからうか。信頼できる良質な「南北朝・室町期の『太平記』を代表するテキスト」を獲得するためには、織田本を底本にした校訂本文が必要不可欠であると考ええるのだ。

七、おわりに

本論で述べた内容を簡潔にまとめておく。

- 一、西源院本に書き入れられた本文は南都本系統である。
- 二、東京大学史料編纂所蔵の影写本(本論にいう〈影写本〉)は臨模本であった。
- 三、〈影写本〉には書き入れが混入し、混態本文となつてしまっている部分がある。

四、西源院本系統の本文研究のためには、織田本を底本とした校訂本文が必要である。

右の他にも、書き入れ本文と『参考太平記』の関係や、書き入れ・塗抹がなされた時期などについても論じる用意があるが、これら残された問題は別稿に譲ることにしたい。

注(1) 以下、諸本の分類、特徴、位置付け等の詳細については、長坂成

行氏『伝存太平記写本総覧』(泉書院、二〇〇八年)を参照された。

(2) 鷲尾順敬氏校訂『西源院太平記』(刀江書院、一九三六年)「解説」。

(3) 兵藤裕己氏『太平記』の本文(マケド)、『太平記』(四)岩波書店、二〇一五年。

(4) 神田本の欠巻部を西源院本で補っており、本論で扱う巻二十一は西源院本である。

(5) ただし、クレス出版影印本では(影写本)の朱書きが見えない例が散見される。

(6) 亀田純一郎氏『太平記』(「岩波講座日本文学」一九三二年七月)、村田正志氏『太平記について』(「特殊文庫連合協議会主催文化講演シリーズ 第一巻」一九六一年十月)、注(3)兵藤氏解説も同じ認識である。

(7) 「北固山」の「固」を「忘」とするのが特徴である。渡辺守邦氏・後藤憲二氏編『新編蔵書印譜 中』(青裳堂書店、二〇一四年)、長坂成行氏『篠屋宗嗣とその周縁 近世初頭・京洛の儒生』(汲古書院、二〇一七年)に西源院の蔵書印が紹介されているが、『太平記』に押されたものと同じ印はない。なお、印文の読解には池澤一郎氏の御教示を賜った。記して深謝しあける。

(8) 注(2)で鷲尾氏は「西源院本太平記には、巻末及び本文中に後人の註記あり。皆其本文と同筆なれば、西源院本の原本たる應永本に既に存したるものたること明白なり」と述べられているが、今回の調査で、「後人」による「別筆」だということが分かった。

(9) 高橋貞一氏『太平記諸本の研究』(思文閣出版、一九八〇年)「西源院本」の項に、すでに巻一には書き入れがあることが指摘されている。ただし、朱の見せ消ちを本文化してしまっている部分がある。

(10) 東京大学史料編纂所には、焼損以前の写真(巻一冒頭の見開き一丁と巻二十五巻末の半葉)が所蔵されている。いずれも、刀江書院本・クレス出版影印本(第一巻)に収められている。本論で扱った写真は「西源院本太平記 其ノ一」(請求記号「台紙付写真」88

5488)である。

(11) 注(9)参照。

(12) 神田本・西源院本・織田本・神宮徴古館本・玄玖本・松井本・島津家本・南都本・築田本・内閣文庫本・筑波大学本・相承院本・宝徳本・正木本(文禄本)・竹中本・今川家本・吉川家本・米沢本・毛利家本・書陵部本・学習院本・吉田文庫本・前田家本・天理本・神宮文庫本・梵舜本・流布本(慶長八年古活字本)・天正本・教蓮本(義輝本)・野尻本・龍谷大学本・京大本・豪精本・武田本・釜田本・中京大学本(日置本)。

(13) 後述するように、吉田文庫本・宝徳本・豪精本・京大本は「七宮」とするので、書き入れと一致しない。中京大学本も「大神宮へ奉幣使ヲ被下」とする(豪精本は「伊勢ヲ大神宮へ内奉幣使ヲ被下」)ので書き入れと一致しない。

(14) ただし、西源院本に南都本系本文との校異がすべて書き込まれているわけではない。また、後述するように、現存する南都本系諸本のどれか一つに一致するわけではない。

(15) 天正十一年(一五八三)織田長意写。注(1)長坂氏著書・注(9)高橋氏著書参照。鈴木登美恵氏「尊経閣文庫蔵太平記覚え書」(「国文」十四、一九六〇年十二月)は高橋氏の論を参照と記されるだけで織田本についての詳論はされていないが、「内容は西源院本(竜安寺蔵)と同一である」と述べられている。後述のように、筆者も転写本とは考えていない。

(16) ただし、「塩治判官識死事」の途中までしか書き入れ・塗抹等はない。どういふわけか、侍従が高師直の許から逃げ去る場面(50ウ)以降には書き入れ・塗抹等がない。

(17) 同様に、巻二十一ではすべて「八之宮(八宮)」に改変されてしまっている。

・先帝崩御ノ刻、勅遣サレテ、第七宮ヲ御位ニ即マイラセ
・第七宮、天子之位ニ即セ給フ
(41ウ9)
(42ウ6)

となっているのである。二例とも、やはり「七」の右傍には「八」と墨書されている。

(18) 岩波文庫本も〈影写本〉本文を採用している。なお、注(3)で兵藤氏は〈影写本〉は「きわめて精確な影写本」であるとされ、本文の作成に際しては原本と〈影写本〉を用いたと述べておられるので、〈影写本〉を底本にされたと考えられる。

【引用本文】 神田本…汲古書院刊影印本、玄玖本…勉誠社刊影印本、内閣

文庫本…国立公文書館デジタルアーカイブ、竹中本…未刊国文資料

刊行会『『徳久』徳久 太平記〔竹中本〕と研究』、教運本(義輝本)…勉誠社

刊影印本『義輝本太平記』、京大本…勉誠出版刊本、武田本…國學院大學デジタルライブラリー、中京大学本(日置本)…新典社刊影印本、流布本…旧大系。その他はすべて、原本、デジタルカラー写真、紙焼き写真を用いた。

【謝辞】

西源院本の調査・撮影の御許可をいただいた龍安寺の岩田晃治氏、貴重なお時間を割いていただいた京都国立博物館の羽田聡氏および上杉智英氏に、深謝申しあげます。

なお、本論は JSPS KAKENHI Grant Number JP18K00331 と JSPS KAKENHI Grant Number JP19K00306 の成果の一部である。

新刊紹介

日下力著

『中世日本文学の探求』

本書は、長年軍記物語研究の中核を担ってきた著者が、既刊に含まれていない論稿に新たな成果を加えて成したものである。書評やエッセイも含めれば実に二十六章に及ぶ大著で、その話題も多岐にわたる。

まず第一章では、「軍記物語」という用語の定義について改めて振り返り、その本質として、明らかな虚構や誇張に見える「物語」としての性質と、日時の記述に対する強い意識等から窺える「記」としての

性質を挙げる。更に、続く第二章にかけて、戦争と死という現実面に直面した人々の生きた感情と、物語世界との距離について問題提起を行っている。

第三章以降は諸作品に関する具体的な論稿になるが、『保元物語』『平治物語』『平家物語』『承久記』といった特定の軍記作品を取り扱ったもの以外にも、例えば第五章では源頼政にまつわる和歌群を総合的に検討し、その挙兵に至った過程を考察している。また、第十四章では東国、特に鎌倉という土地自体に着目し、源氏一門の再生の地としての性質を、諸作品から読み解いている。その他にも、第十九章、第二十章では、研究史の観点から、明治から昭和に

かけて活動した五十嵐力氏の業績に着目し、再評価を行っている。

このように、極めて多彩な内容を持つ本書であるが、とりわけ印象的だったのは、その国際的な視野の広さである。第四章では、イランの一大叙事詩『シャー・ナーメ(王書)』を取り上げ、「国民文学」というキーワードを通して『平家物語』との比較を行っている。先述した第一章でも、ウェルギリウスの『アエネイス』をはじめとする叙事詩の民族主義的性質について言及しており、こうした関心からも興味深い内容となっている。

(二〇一九年十月 汲古書院 A5判 四〇一頁 本体九五〇〇円) [古谷尚洋]